

東北電力は

女川原発の再稼働をするな！

女川原発再稼働差止訴訟原告団

1. 女川地域の原子力災害対策重点区域

- 女川地域における原子力災害対策重点区域(概ね半径30kmの範囲)の人口は198,946人(平成31年4月1日現在)。
- PAZ内の人口は1,113人(女川町547人、石巻市566人)。
- UPZ内の人口は関係7市町197,833人、うち半島部、離島部の準PAZの人口は2市町2,376人。



関係市町	PAZ内 (概ね5 km)	UPZ内 (概ね5~30km)		合計
			準PAZ内	
おながわちょう 女川町	547人	5,919人	48人	6,466人
いしのまきし 石巻市	566人	143,135人	2,328人	143,701人
とめし 登米市		9,765人		9,765人
ひばりまつし 東松島市		36,478人		36,478人
わくやちよう 涌谷町		711人		711人
みさとまち 美里町		113人		113人
みなみさんりくちよう 南三陸町		1,712人		1,712人
合計	1,113人	197,833人	2,376人	198,946人

※地理院タイル(白地図)をもとに内閣府(原子力防災)作成

※PAZ(予防的防護措置を準備する区域): Precautionary Action Zone

※UPZ(緊急防護措置を準備する区域): Urgent Protective Action Planning Zone



(1) 地元同意差止め仮処分申立

「女川原発の避難計画を考える会」による「石巻市の避難計画の調査・検証」

* 2018年4月発足から宮城県と石巻市の避難計画について、避難経路を自家用車で走り、検証・調査しながら、宮城県と石巻市に質問書や公開討論会開催要求、情報公開請求を行うなかで、宮城県と石巻市の避難計画に実効性が著しく欠けていることを確認する。

<宮城県知事と石巻市長の地元同意差止め仮処分申立>

* 2019年11月12日、実効性に欠けた避難計画の下で宮城県と石巻市に「地元同意」の差止めを求めて、仙台地方裁判所に仮処分申立。

* 2020年7月6日に仙台地方裁判所は申立を却下。即時抗告。

* 2020年10月23日仙台高等裁判所は即時抗告を棄却した。

* 宮城県と石巻市は避難計画の実効性は争点でないとの態度で、裁判所もそれを認め、実効性は審理の対象にならなかった。

<申立却下の理由(第1審)>

- ①放射性物質放出事故が発生する具体的危険性について、債権者(住民側)に説明責任がある。
- ②避難計画の実効性が欠如している主張をもって、人格権侵害の具体的危険性があると認められない。
- ③地元同意は、政府や東北電力に再稼働を積極的に求めるものではない。決定は東北電力。
- ④再稼働は、2022年度以降であり緊急性がない。

<即時抗告棄却決定の理由(第2審)>

- ①「事前了解」や「理解の表明」は、2号機を再稼働させる東北電力の行為と同視できるものではない。
- ②東北電力の「事前協議」への了解や再稼働への国の方針への「理解の表明」は、再稼働の直接的な原因行為として位置付けられるものではない。
- ③「避難計画は、現状では相当の課題が残っている」としつつも、抗告人ら(石巻市民ら)に生ずる生命、身体への被害の危険性は、あくまで東北電力が女川原子力発電所2号機の再稼働をすることを直接の原因として生ずる危険であって、抗告人らが差止めを求める宮城県や石巻市の行為を直接の原因として生ずる危険ではない。

(2) 本訴の提起

石巻市民ら30km圏内の住民の生命・健康への被害の危険性は、2号炉の再稼働を予定している東北電力によって生ずるのであり、宮城県と石巻市の「地元同意」によって生ずるものではないということである。仙台高等裁判所(即時抗告審)が、被害の危険性を生じさせる直接の原因が「地元同意」ではなく、東北電力の再稼働にあると明言したことを踏まえ、再稼働の主体である東北電力株式会社を被告として本訴を提起するに至った。



(3) 訴訟の意義

① 避難計画の実効性の徹底審議を！

- * 宮城県と石巻市は仮処分において避難計画の不備の審議を拒否した。
- * 避難計画の不備に対する第三者の審議が欠いたままである。
- * 東北電力が、宮城県と石巻市に訴訟告知をし、両者に訴訟に参加させることを求めている。

② 再稼働の時期と一審判決の見通し

- * 内閣府、県、市、東北電力の担当者の尋問と裁判所からの調査囑託
- * 再稼働までに一審判決が間に合わないとしても、再稼働後も訴訟は継続。
- * 運転差止めの仮処分も追って判断する。

③ 訴訟の意義

- * 避難計画に実効性が無いことを明らかにし、再稼働を止めることを目的に訴訟を起こした。
- * 実効性のある避難計画ができるわけがないことも明らかにしていく。
- * 避難計画の不備に対する第三者の審査を欠いたまま、再稼働に進むことは許されない。
- * 深層防護の「第5層」(放射性物質の大規模な放出による人的被害防止:避難計画)に焦点を絞ったことで、住民が自分の問題として考えるための切っ掛けとなるような裁判に。

(4)実効性が欠けている9項目の理由

仙台高裁の棄却決定は「避難計画には課題が残っている」と指摘しているが、訴状では、実効性が欠けている9項目の理由をあげている。

- ①「交通渋滞で30km圏内を脱出できず、避難所にもたどり着けないこと」
 - ・福島第一原発事故でも明らかになったことである。原告団の現地調査や宮城県が実施した「阻害要因調査」でも明確化したことである。
- ②「複合災害の時、受け入れ先に拒否された場合の二次避難場所が指定されない計画になっていること」・複合災害を全く想定していない計画になっている。
- ③「バスの確保と手配ができないこと」
 - ・宮城県とバス協会でバス確保の責任があいまいなままであること、渋滞との関係も含めて運転手の確保と運転時間も考慮されていない。
- ④「病院、高齢者施設、障がい者施設の入院患者・入居者の避難が困難であること。」
- ⑤「市の行政機能の移転先(代替施設)が確保されていないこと」
- ⑥「オフサイトセンターが機能しないこと」
- ⑦「安定ヨウ素剤の緊急配布ができないこと」
- ⑧「女川地域原子力防災協議会が避難計画の実効性を調査・確認していないこと」
- ⑨「屋内退避で被ばくリスクを負うこと」

*各々の防壁は独立して機能することと信頼性が要求されている。(他のレベルに依存してはならない)

*第5層レベルは、絶対的安全が達成できない原発には、不可欠。

【段階的避難】

環境に放出段階での防護措置

事態	PAZ (準PAZ)	UPZ	緊急防護	状況	住民の対応
警戒事態	避難準備	情報注視	OIL 1	500 μ sv/h	数時間後に避難実施
施設内緊急事態	避難開始、 一時集合場所へ	屋内退避の 避難準備	OIL 2	20 μ sv/h	一週間以内に「一時移転」
全面緊急事態	広域避難	屋内避難			

※ UPZは、「プルーム」が通り過ぎたら避難！

計画の設計ミス

- * 30km圏内からの脱出と県内避難先自治体(30km圏外)への避難を同時に達成しようとしたこと。
- * 宮城県が自ら調査した「阻害要因調査」結果を避難計画に盛り込まず放置したこと。
- * 避難を物の移動として捉えていること。(避難者がどのような状態に置かれているか検討されなかったこと)

(5) 被告東北電力の反論

- ・原発の安全論、必要論を展開。
- ・事故が発生する危険性について、原告側が立証すべきである。
- ・深層防護第5層に不備があっても、それによって住民に放射線被害が及ぶわけではない。
- ・第5層は、あってもなくてもよいもの。
- ・東海第二原発の再稼働を差し止めた水戸地裁判決は矛盾している。
- ・緊急時モニタリング測定の結果から対象地区を特定して『段階的』に一時移転をするのだから、UPZ住民が一斉に避難することを前提とした原告の主張は誤り。
- ・避難計画は女川地域原子力防災協議会で「具体的・合理的」と認められ、政府の「原子力防災会議」で「了承」されている。
- ・渋滞も、避難途中で体調不良者が続出することもない。
- ・退域時検査所の運営に、被告が600名程度の要員を確保するから十分だ。
- ・原告が示した実効性がない理由については「否認ないし争う」と全面的に争う姿勢。

※避難計画策定が自治体に義務付けられたのは、福島第一原発事故を経験し、**放射性物質を放出する大事故が起こり得ることを前提に、住民の生命・健康を守るため**＝「立法事実」

※福島第一原発事故後、第1層～第4層までの防護が突破されることを前提に第5層（発電所外の防災対策）が法的に義務付けられたことを事業者は、理解しなければならない。**それを無視した答弁。**

(6)11.8 第1回口頭弁論

①原告意見陳述

- ・避難計画には実効性がない。
- ・避難計画の決定過程で「住民の関与」が全くなかった。
- ・深層防護第5層に関して「第三者の審査」がなかった。
- ・実効性について徹底審議と明確な判断を求めた。

②内閣府、宮城県、石巻市に対して裁判所から質問する「調査囑託」申立。

【調査内容】

- ・退域時検査場の処理能力や要員確保 ・避難車両の路上での待機可能時間
- ・避難受け付けステーションの受付能力 ・バスの確保と手配 ・バスに添乗する職員数 ・避難に要する日数。
(回答が「確認していない」「わからない」ということであれば、実効性のないことの裏付けになる。)

※裁判所が採用するかしないかで、今後の裁判審議の分水嶺に！

③被告へは、退域時検査所への要員派遣(600名)概要の求釈明を提出。

④被告答弁書への反論(第3準備書面で)

- ・第5層レベルは、絶対的安全が達成できない原発には不可欠なもの。
- ・交通渋滞で段階的避難は不可能。自主的避難を食い止める有効な方法がない。
- ・退域時検査場、避難受付ステーションでの交通渋滞など実効性がないなどと反論。

(7) 今後の取り組み

① 被告の再反論(11月30日に提出)

- ・原告が具体的危険性を主張立証しないので、答える必要がない。
- ・調査囑託も同じことを繰り返すことになるので、不採用を要求。
- ・「求釈明」についても、答える必要はない。

② 上岡直見氏意見書提出と原告の再反論(12月10日)

- ・危険性を立証して対策(第1層から4層)を行ったわけではなく、起こる可能性を否定できないから対策。
- ・リスクへの危機感の弱さ、安全対策をコスト意識からためらう企業文化への反論。
- ・原子力防災協議会と国の防災会議で「具体的・合理的」と了承されたとの主張への反論。
- ・段階的避難だから渋滞等生じないという主張への反論。一斉避難も段階的避難も変わらないこと。
- ・避難計画に実効性がないという誤った情報(流言飛語)で、住民が避難指示に従わないということへの反論。

③ 調査囑託の不採用要求に対する反論

- ・申立は、原告の立証活動
- ・原告ら避難予定者は、計画の準備状況を知ることができない。(知る権利の否定)

④ それを受けて、2022年1月12日14時から第2回口頭弁論。